

川口市告示第 208 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第175-5号線	大字安行領家字前 5番18地先	大字安行領家字前 5番16地先		5.0	127.3
安 行 第175-6号線	大字安行原字小清水 2479番1地先	大字安行領家字前 1番2地先		4.0	96.7

令和 8 年 3 月 24 日

川口市長 岡村 ゆり子

川口市告示第 208 号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 175-5 号 線	大字安行領家字前 5番18地先	大字安行領家字前 5番16地先		5.0	127.3
安 行 第 175-6 号 線	大字安行原字小清水 2479番1地先	大字安行領家字前 1番2地先		4.0	96.7

令和 8 年 3 月 24 日

川口市長 岡村 ゆり子

川口市告示第 208 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第175-5号線	大字安行領家字前 5番18地先	大字安行領家字前 5番16地先		5.0	127.3
安 行 第175-6号線	大字安行原字小清水 2479番1地先	大字安行領家字前 1番2地先		4.0	96.7

令和 8 年 3 月 24 日

川口市長 岡村 ゆり子

認定路線位置概図



川口市告示第 208 号

市道路線の廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を廃止する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 根 第 298 号 線	大字東内野字前町 303番1地先	大字東内野字前町 307番地先		1.8	52.2
神 根 第 303 号 線	大字東内野字前町 348番1地先	大字東内野字前町 314番地先		0.9	23.3

令和 8 年 3 月 24 日

川口市長 岡村 ゆり子

廃止路線位置概図

